

## 南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 令和3年9月14日（火） 13:04～13:54

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

西川 均 委員長

太田 敦 副委員長

亀甲 義明 委員

田中 惟允 委員

秋本登志嗣 委員

森山 賀文 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

国中 憲治 委員

出席理事者 藤井 南部東部振興監

塩見 水循環・森林・景観環境部長

乾 食と農の振興部長

松本 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○西川委員長 それでは、提出予定議案、またはその他の事項を含めて、質問があればご発言をお願いします。

○太田副委員長 私から2点質問させていただきます。

まず、木質バイオマスについて、これまで奈良県では、エネルギービジョンを策定して、その方針の中で、当初、エネルギーを活用した地域の振興により、雇用の創出を含むエネルギーの地産地消に取り組むということで、現在にもその精神がつながっているように思います。

その一つの具体的な例として、天川村においては、温泉施設のまきボイラーの燃料を買

い取るなど、地域の中で地産地消のエネルギーとして取り組まれているとお聞きをしていますが、その取組について、まず、お伺いします。

**○三浦奈良の木ブランド課長** 本取組は、天川村村内の森林整備を促進することによって発生する未利用材を有効に活用することにより、環境保全と地域経済の発展に寄与することを目的として実施されています。本取組により、林地残材の有効活用を通して地域の活性化を図るものです。

この取組は、天川村と天川村森林組合、天川村商工会が主体となり、天川村バイオマス利用促進事業の運営主体として、一般社団法人天川村フォレストパワー協議会を平成28年12月に設立され、その後、運営を続けられています。

事業の内容は、林業家や一般の村民から原木を地域振興券で買い取り、その原木をまきに製造して温泉施設等に販売、供給し、施設の熱源として活用されています。事業は、村内で熱源としての原木の利活用、それに伴う地域振興券の発行による村内の経済循環をもたらす取組として順調に運営されていると村からは聞いています。

また、昨年度は、熱源利用のためのボイラーの増設等も行われており、県としても、国庫補助等の支援を行ったところです。

**○太田副委員長** 天川村で取り組まれている、まきボイラーのような地産地消の取組は、現在、天川村以外の自治体には広がっていないように聞いているのですが、どのような点が課題になっているのかお聞かせください。

**○三浦奈良の木ブランド課長** お尋ねの取組については、まきの原材料となる原木が順調に供給されることが条件となるため、原木を供給していただける地域住民や各種団体等との連携が重要になります。その取組を続けていただくにあたっては、そういったところについて、いろいろな留意点、注意点が発生すると聞いています。

**○太田副委員長** 第3次奈良県エネルギービジョンが今策定されて、そこには、奈良県林業・木材産業振興プランを策定して、未利用材の間伐の搬出拡大を図っており、2019年4月に森林経営管理法が施行され、さらには奈良県独自に新たな森林環境管理制度の構築を進めていることから、今後、県内で間伐材の搬出量が増加する可能性もあり、間伐材活用の一手段として、木質バイオマスの利用を進めることが重要だと考えている、温浴施設や社会福祉施設などの熱を多く使う場所でのバイオマスボイラーやストーブの活用などが考えられると書かれています。今後、第3次奈良県エネルギービジョンに基づき、こうした取組が広がっていく可能性があるのかどうか、展望を教えてください。

○三浦奈良の木ブランド課長 木質バイオマスの活用の取組については、バイオマス発電も含めて、各種多様な取組があると思っています。この天川村の取組も含めて、地域での需要、活動についての要望等がありましたら、丁寧にくみ取りながら、県としても相談に応じていきたいと考えています。

○太田副委員長 先日、天川村の取組について、現地で活動されている職人の方などにも話をお聞きしたところ、いろいろ可能性も秘めているが、一方で、人件費を出せるところまではいかないなど、課題もお聞きしたので、またこうした取組に注目をしていきたいと思います。またそれを支援するような体制を県としても今後推進していただきたいと思っています。

次に、2点目、以前、私が、南部・東部地域振興対策特別委員会に入らせていただいたときに、うだ・アニマルパークで取り組まれているTNR活動について質問をしました。

動物愛護の観点からも対応すべき課題で、繁殖力の強い動物が殺処分される動物の中でも全国的に多く、特に子猫が突出しているということですが、奈良県でも例外なくそうなっています。対策を重点的に進めていく必要があるということで、以前から、うだ・アニマルパークにおいて取り組んでいるTNR事業について、橿原市から始まった事業なのですが、現在の状況を教えてください。

○葛本うだ・アニマルパーク振興室長 TNRとは、捕獲するT r a pのT、不妊去勢手術N e u t e rのN、元のテリトリーに戻すR e t u r nのRの頭文字を使って、TNRと呼んでおり、所有者不明猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくという取組です。

太田副委員長お述べのように、県動物愛護センターに収容される約9割が猫になっており、そのうちの約7割が所有者不明猫が産んだ幼齢の猫です。所有者不明猫に子猫を産ませることをやめさせない限り、猫の収容頭数、あるいは殺処分頭数を減らすことはできないという考えの下で、平成30年度からTNR活動を実施しているところです。

市町村では、猫による生活環境被害の軽減という目的から、地域住民によるTNR活動を調整していただいております。県の獣医師が県動物愛護センターにおいて不妊去勢手術を行っているという状況です。

平成30年度から始めて、令和2年度までの3年間で延べ13市町村を対象に26回397頭に対して実施しています。本年度については、8月までに6市町村、合計4回54頭に実施しており、8月分までも含めて、本年度中に11市町村180頭の実施を予定し

ているところでは。

**○太田副委員長** このTNR活動ですが、特にうだ・アニマルパークにおいては不妊去勢手術を行っているということで、私が数字としてつかんでいるのは、2016年度に収容した1,272頭のうち1,249頭が殺処分されてるということですので、収容された猫がほとんど殺処分されています。この間、何回も議会の中で取り上げたり、議員連盟などもつくられて、2020年度では、収容が703頭で殺処分が512頭で、かなり減ってきている状況で、取組が進められていると思っています。

ただ、いろいろなボランティアの団体をされている方に話を聞きますと、この減った数は、そういった子猫をいろいろな団体が預かって、譲渡会などにも取り組まれているということです。以前から譲渡会に対する支援などを求めているところですが、うだ・アニマルパークにおいても譲渡活動などが行われているかと思いますが、その点についてお聞かせください。

**○葛本うだ・アニマルパーク振興室長** 譲渡数を増やしていく目的で、適性の動物を適正な飼育者にとりあえずという概念で、譲渡講習会などを実施しているところです。譲渡講習会については、動物愛護センターだけでなく、県の郡山保健所、中和保健所、吉野保健所などでも実施することにより、譲渡数の拡大を図っているところです。

**○太田副委員長** 県でもこの譲渡会については様々な形で取り組まれていると思いますが、民間の団体、皆さんが独自に手弁当で、施設も自分たちで借りて行っているところもたくさんありますので、ぜひ、こういったところへの支援なども今後検討していただきたいと思っています。

この去勢や不妊手術をされている獣医については、消費・生活安全課の担当ですか。うだ・アニマルパーク振興室の担当ですか。保健所関係になりますか。

**○葛本うだ・アニマルパーク振興室長** うだ・アニマルパーク振興室の担当ではないと認識しています。

**○太田副委員長** 分かりました。

同じ敷地の中ですので、例えば、さくら耳が十分カットされていなくて、それがTNR活動の猫なのかということや、去勢や不妊手術の在り方についても要望もお聞きしていますので、機会を見つけて、消費・生活安全課にもお話をしていきたいと思っています。私たちも機会を通じて現地を見させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

**○川口（正）委員** 前回の委員会で私から特にお願いをしたことの繰り返しですが、もう

一度強く要請をしておきたいと思います。御所市で去年の秋にコンバイン、つまり稲刈り機がひっくり返り、近くのユンボを持っておられる業者に起こしてほしいとお願いをされました。前面の道路が狭い関係で、家の塀などが壊れたのであろうと思いますが、それを防衛するために、用水路に橋を架けて、置き石をしていた。その置き石が転がったことに関して、その家主が、警察に訴えた。それに対して高田警察署御所分署の警察官が行って、いろいろ事情を尋ねているところに、そのユンボを動かした人も駆け寄った。

正直にいろいろ話す中で、ひょっとしたら私が当てたかも分かりませんと言ったことから端を発した出来事ですが、このような親切があだになり、道路交通法の違反で運転免許証の取り上げということになったわけです。その方は、奥さんを亡くして、学校へ通っている娘さんと2人暮らしの非常に厳しい日常を送っている方ですが、運転免許証まで取り上げられることになったら、生活がめっちゃめっちゃです。これほどの措置を警察がするのは何故かと、こういうことの不思議から、近所からいろいろな声が上がってきました。

たまたま私どものほうに届いたわけですが、私の関係から端を発したから、警察が、川口が関わっているのだったら徹底的にやろうという感情があったのかどうなのか知りませんが、そういううわさが流れているわけです。だとするなら、私も親切をして運転免許証まで取り上げられるような羽目に陥った事情だけは明確にしておかないといけないと、今日の委員会でも行政的に考えていただきたいということで、前回に問題を持ちかけました。

つまり、ユンボは道路交通法に違反するということで、運転免許証を取り上げられると。交通事故ではなく、それが交通事故とおっしゃれば、どういう意味なのかまた追及をせざるを得ないと思いますが、道路交通法違反ということです。置き石が落とされたことが端緒だが、その端緒はそこのけにされて、道路交通法違反だと。御所市森脇近くには幾つかの大字がありますが、そのかいわいの人たちは、ほとんど農業を主としての生活実態です。

この姿に対して、農業関係、建設関係、あるいはそれに関係する農村、田舎における互助の精神、生活福祉に関わる内容に至るまで、考えさせられる内容ではないかというのが私の趣旨です。

そこで建設用機材、農業用機材、いろいろありますが、私の資料のとおり、動力田植機、トラクター、コンバインこういう機材が、これは2015年度の調査の内容ですが、奈良県では2万9,639台あります。今回の処分内容は、道路交通法違反です。コンバインが道路交通法に違反するような機材なのかを念頭に置きながら、田植あるいは建設機械の関係などにおいて、今、特殊運転免許証というのがあるようですが、コンバインやトラク

ターや動力田植機が公道を走った場合に道路交通法違反ということになれば、大変なことです。農村の人、農林の関係者は生活用道路、あるいは農林業用道路というような形でしか認識はしてない。でも公道に違いないが、改めて公道という表現を使われても、日常的な感覚からすれば、公道と農道とどう違うのかという錯覚に陥るということだと思います。

だから、農道、里道、林道を通ったという認識でしかなかったと思いますが、コンバイン、トラクター、動力田植機、これらが農繁期になり、農作業時に、これらの機械、機材を動かした場合にどのようなことになるのかを考えないといけない。従前の生活や仕事に関わって、南部・東部地域、あるいは県下の全ての農業者、林業者、土木業者がこのような認識であるのかどうなのか。警察のこのたびの措置が正しい措置であるとするならば、2万9,639台の農業用機材をお持ちの方々の日常と合致するのかどうなのか。これをしっかりと捉えていただきたい。

そういう意味で、前回申し上げましたように、警察、農業行政、林業行政、建設業行政等の関係で、こういった措置を見て見ぬふりでいいのかどうなのかということを私は尋ねながら、対処の方向というもの、現実の姿と見比べながら、警察の措置が正しいのか、正しいとおっしゃるならば、このような措置について今までどうなっていたのかも含めて尋ねないといけないと思い、既に警察との関わり合いで話をされたかもお伺いしておきたいと思うのです。というのは、私が問題提起をしてから、警察の関係者が、保健所、運輸支局、運転免許証の発行所などに問合せをしたり、いろいろ勉強されているようです。つじつまが合わないという現実が漏れ聞こえてきます。その姿を皆さんに報告申し上げておいたわけでありますが、いずれにしても、この現状に対して、それぞれどのようにお考えなのかを、尋ねながらお願いをしておきたいと思う。

もう一点、昨日、第28回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料が届きました。

教育委員会に言葉を教えてもらいたい。「正しい情報に基づく正しい対処で日常生活を維持し、」ここまでは分かります。「コロナとの共存を目指す」、こういう見出しです。

これを見て、コロナとの共存となっていますが、コロナを排除したいのです。共存を目指すとはどういうことか。内容を聞けば、ウィズコロナということがあると言うが、私は素直に読んでるわけです。あなたの読み方はひねくれていますということになるのかどうか。「コロナとの共存を目指す」これを素直に読んだら、コロナと共存するのかということになる。コロナを退治し切れない。まだまだ絶滅する見通しが立たない。これは苦勞を

お互いしているわけです。共存を目指す。私はひねくれてとるのではないが、こういう表現が法律にいろいろ書かれてる。先ほどのユンボの件でも申し上げましたが、その言葉にこだわって、当事者だけしか分からないような言葉を使うなど言いたい。会議に出た人は分かります。けれども、「コロナとの共存を目指す」、これ、私は素直でないですか、どうですかって聞きたいんだ。教育次長、答えるのは難しいから、答えなくていいです。文章の表現や言葉は言い直しができますが、もう書いたものはなかなか言い直しができない。解釈の仕方によっては、どちらにも取れる。解説書に書いていますという言い逃れもありますが、最初の表現というのは、目につくところは、アピールですから、アナウンスの間違いは、文字の場合は特に気をつけないといけないという意味で申し上げておきたい。

コロナ対策について、国と奈良県とは、ちぐはぐですから。国の緊急措置に対して奈良県は応じないのでしょうか。違いを見せようとしているのに、なぜこんなことを書くのか、違いの見せつけかと私は思うわけです。「コロナとの共存」、これは理解に苦しむので、分かるような表現をお願いしたいと思います。一言ずつでも思いを述べていただきたい。

**○乾食と農の振興部長** 川口（正）委員お述べの農業用機械は全部で3万台弱ぐらい県内にあると、古い数字ですが農林業センサスで確認しています。

そのうちほとんどが小型特殊自動車の分類に入っており、大型と小型で免許や道路運送車両法の規定が違いますので、各方面に確認しており、数字も含めて今、取りまとめているところです。まとめ次第、説明をさせていただきたいと思っています。

**○塩見水循環・森林・景観環境部長** 農業用機械の台数は、川口（正）委員から2015年で2万9,639台とお伺いしましたが、県内の林業用機械は、令和2年3月31日現在で606台となっています。これは自走、あるいは牽引によって移動可能なもののうち、クレーン付きのトラックやダンプトラック等を除いた保有台数です。このうちナンバープレートを取得しているものも調べましたが、現状では確認はできていません。

それと、「正しい情報に基づく正しい対処で日常生活を維持し、コロナとの共存を目指す」という、その言葉の使い方ですが、目指すというのは、積極的に目標に対して取り組む、目指すという印象があるのですが、どちらかといえば、仕方なくウィズコロナを受け入れるということのかなと私個人では考えています。

**○藤井南部東部振興監** 農業用機械、土木の重機、林業用機械の話ですが、前回の繰り返しですが、今、所管のほうでもいろいろ調べている中で、地域の振興や南部・東部地域を振興する上で阻害要因になっていないか、振興の全面的な話、阻害要因というマイナスの

話も両方含めて、しっかりと議論して取り組んでいきたいと考えています。

コロナの話ですが、言葉遣いとして、誤解を招く、あるいはその取り方によってはどういう取り方になるのかというところで、意味はあると思うのですが、それが説明も尽くされないというものであれば、それは行政の発信として足りない部分であると思います。その辺はしっかり言葉について、どういうふうにとられるか、あるいは間違いないかというところをしっかりと議論しながら進めていきたいと考えています。

**○松本県土マネジメント部長** 建設機械の関係ですが、どのくらいの台数を保有しているのか調べました。現在、県内に本店を有する建設業者のうち、ショベル等の掘削機、ブルドーザー等の重機を保有している業者は500社、合計で2,000台強の重機を保有しているということです。このように、県内に重機を保有されてる業者は多数おられます。この問題について、県土マネジメント部としてもしっかり受け止めて、必要な連携をしながら対応してまいりたいと思っています。

**○前田教育次長（学務担当）** コロナについての表現が分かるような表現にお願いしたいということですが、実際に学校生活においても、コロナが完全に排除される状態の中で学校教育活動が行われているわけではないという現状ですので、コロナと共存するという、その言葉が示す意味が適しているかどうかは、誤解を招くという川口（正）委員のお話も理解できると思いますが、コロナがある状態で安全な学校生活が送れるように努めていきたいと考えています。

**○川口（正）委員** 皆さんの話が私はぴんとこない。というのは、警察の措置が正しいと思って対応するのと、これは困ったなということで対応するのとでは対応の仕方、スタンスのありように影響するだろうと私は思う。だから、私は今、警察におかしいではないかと言に行きなさいと言っているのではないわけです。現状認識の上に立ちながら、このまま正しいという方向で事が進められれば、どのような現状が生じるかということ。これは今後とも幾つかのシミュレーションがあっただけでしかるべきだと私は思う。そういうことで、警察との接触があったのかということに期待を私は持ちたいわけです。私はお願いをしているわけです。そこのところを間違わないようにしてもらいたい。

この警察の処分を受けた人に、その理由書が届いています。その理由書の中には、ナンバープレートを取っているか、自賠責保険に入っているかどうか、こういうことを尋ねたわけです。だから、そういうことも含めながら、約3万台の、ここに出てる田植機、ほかにいろいろ私は分らんが、例えば農機具であれば、稲刈り機と田植機と耕運機があると。

椅子が、あったら何か自動車のように聞いたりもするわけ。自動車といっても、ゴムタイヤの場合とキャタピラーの場合とあります。そういうように様々で、台数も様々だと思います。機械もメーカーも違えば、型も違うので、大変なことだと思うのです。

そうはいつでも、基本的に保険が掛けられるか、ナンバープレートが取れるかということも含めながら、今の現実はどうかと。このような措置でなされた場合どうなるかと。いや違う、いやいや、措置が当たり前だが、啓発が足りない、だから大変なことが起こるなということなども含めての基礎的な現実をまず見つめて、幾つかのシミュレーションで物差しを当ててもらいたい。そういう行政、警察も行政機関ですから。そういうことで、私を褒めてくれる人がいるの。警察を相手取って物を言うのは、勇気が要りますよと。警察との関わり合いを持って質問をすれば、しっぺ返しが起こりますよ、それ承知ですかと。私は、悪いことをしてなければそんな心配は何も要りませんと言い切っています。

しかし、今日も新聞出ていました。冤罪事件で何十年ものいろいろな拷問めいた展開ゆえに自白をした。そのことが理由で無罪が有罪になってしまったということで、ようやく肩の荷が下りたと、犯人にされた人の喜びの一言が新聞に載っておりました。私から言わせれば、このような警察の措置は冤罪を起こすと言いたいわけです。しかし、そこまで行政担当の皆さんに申し上げることは苛酷なことだと思います。けれども、現実はどうか、その現実の上に立って、緩和措置が必要なのか、緩和措置どころか、基本におかしいということになるのか、そこら辺のシミュレーションをお持ちいただきたいとお願いをしているわけです。そのことをあえて重ねて申し上げておきます。

それから、南部・東部地域振興対策特別委員会の直接の課題ではありませんが、この「コロナとの共存」という言葉。ポスターは、ぱっと見てぱっと反応が起こる。賛同を呼ぶために書くのと、反動を呼ぶために書くのと、いろいろあります。そういう意味で、素直に取った場合に、一生懸命にコロナ緊急対策をやっている側に対して否定的な表現になるのではないかということをお願いしたい。コロナは大変じゃないかと、みんなが注意の上に注意を厳重に重ね合おうというアピールでなければならないのにこれは推進に否定的な表現です。新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、対策の推進でしょう。直接皆さん担当ではないからここで議論すべきではないが、こういう表現はいかんだということだけ知事に伝えておいてください。

**○森山委員** ウィズコロナのことで、飲食クーポンによる新型コロナワクチン接種促進事業について、特に私は橿原市ですから、近鉄大和八木駅周辺の飲食業の非常に厳しい経営

状況を生で聞くのでよく分かっているため、そういう事業者を支えるためのサポート制度をしっかりとやってもらいたいと思っています。

そういうところから見ると、この事業は大いに期待されるころだと思のですが、一方、認証制度を取っているお店と、来られるお客さんは、新型コロナワクチンを2回接種しているという条件だけ分かっているのですが、名古屋市長がそうでしたが、新型コロナワクチンを2回接種してもまだ感染する可能性もあるし、人に感染することもまだあるのでしょうか、その辺分かりませんが。

そういうことを考えると、これを再開させるときは状況をよく考えた上で、今この2条件だけで進めたら、せっかく収まりかけてきたものがまた上がるが、飲食業を守るためにも、どのタイミングかで進めないといけないということを考えたら、この2つの条件以外にももう少し細かい、例えば病床率が何%になったらとか、1日の感染者数が何名になったらなど、もっと分かりやすい条件が重なってから進めるということがあったほうが、より確実にいくような感じがするのですが、今、ウィズコロナの話が出たので、この2つの条件さえ兼ね備えていたらゴーを出すという状況になっているのか、お聞かせください。

**○乾食と農の振興部長** この事業の趣旨は、まずは、新型コロナワクチンを一人でも多くの県民の方々に、接種していただきたいということで、そのインセンティブが働くようにこういうキャンペーンを考えました。まず、県民の方に新型コロナワクチンを接種していただきたい。それと、森山委員もお述べになりましたが、飲食店側に対しても、県の認証、より安全なお店づくりをしていただく飲食店を支援するという、両方のことがあります。最終的には感染対策と日常の両立、先ほど川口（正）委員のお話にありましたが、コロナとの共存という言葉遣いは別として、そういうことを守ろうと思っています。

一番ご心配いただいています、これをやって感染再拡大になったら元も子もないというお話です。

もちろんそれは我々としても重々危惧しているところで、新型コロナワクチンキャンペーンという、新型コロナワクチンを打っていただきたいという趣旨でPRはしていきたいと思っていますが、実際に当選されて20万人の方がクーポンを使う時期については、そのときの新型コロナワクチン接種の進捗、病床の使用率、感染状況を踏まえて慎重に判断をしていきたいと思っています。

**○森山委員** そうかなと思いながら、今回、コロナとの共存の話が出たので、確認させていただきました。よろしく申し上げます。

○西川委員長 ほかになければ、これで質問を終わります。

それでは、理事者の方はご退室願います。ご苦勞さまでした。

委員の方はお残り願います。

(理事者退席)

それでは、ただいまから、本日の委員会を受けて、委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継を行っていますので、マイクを使って発言を願います。

それでは、今後、当委員会の取り組むべき方向、または、特に議論を深めるべき課題や論点等について、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、発言を願いたいと思います。

○川口(正)委員 先ほど私が各部長に申しあげましたように、この問題は、南部・東部地域振興対策特別委員会でもぜひ課題として取り上げてもらうべき筋合いのもの、内容だと私は思っておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと、このように思います。

○西川委員長 その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまの川口(正)委員の意見を踏まえて、今後、この問題について、先ほどからご指摘をいただきました問題についての方向で協議を進めてまいりたいと思いますが、それでよろしいですか。

それでは、そのようにいたします。

これをもちまして委員間討議を終わります。

これをもちまして本日の委員会を終わります。